

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第21条)
- 第4章 料金等(第22条—第31条)
- 第5章 管理(第32条—第35条)
- 第6章 貯水槽水道(第36条—第38条)
- 第7章 補則(第39条)
- 第8章 罰則(第40条・第41条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他法令で定めるもののほか、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、規則で定める。

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法の用語の例による。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 船舶給水装置 船舶の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防の用に供するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事(法第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。以下同じ。)をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

2 **次条第1項**の規定により市において施行した給水装置が給水開始後1年以内に破損し、又は漏水したときは、市の負担において補修する。ただし、給水装置の保管者等の故意、怠慢又は過失によると認められるときは、この限りでない。

3 公道又はこれに準ずる道路に属する部分の給水装置は、市に無償で譲渡するものとする。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 **前項**の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事のしゅん工後に市長の検査を受けなければならない。

3 **第1項**の規定により市長が給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 **第1項**の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費

- (2) 労務費
 - (3) 道路復旧費
 - (4) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、規則で定める。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置工事の施行を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。
- (給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限及び停止又はこれに伴って発生する断水、漏水等により水道の利用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところによりあらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

- 2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。
- (計量及び水道メーターの設置)

第16条 給水量は、次条第1項に定める水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、規則で定める。
- (メーターの貸与)

第17条 メーターは、市長が設置する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。
- 3 メーターの保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 メーターの保管者は、前項の規定による管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 5 第1項に規定することに関して必要な事項は、市長が別に定める。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき、又は用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防演習の目的以外に使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防演習に使用するとき、市職員の立会いを求めなければならない。
- (水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出により修繕を必要とするときは、その費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたとときは、この限りでない。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、これを行い、検査結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、水道使用者等から実費を徴収する。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、次の表に掲げる区別につき、基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

メーターの口径又は用途の区別		基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)
		基本水量(立方メートル)	(1月につき)	
13ミリメートル		10	935円	154円
20ミリメートル		10	1,320円	154円
25ミリメートル		10	1,595円	154円
30ミリメートル		—	1,870円	165円
40ミリメートル		—	2,860円	165円
50ミリメートル		—	4,730円	165円
75ミリメートル		—	8,800円	165円
100ミリメートル		—	13,200円	165円
150ミリメートル以上		—	26,180円	165円
公衆浴場用	20ミリメートル	200	8,030円	110円
	25ミリメートル	200	8,250円	110円
	30ミリメートル	200	8,800円	110円
	40ミリメートル	200	9,460円	110円
	50ミリメートル以上	200	11,000円	110円
学校プール用		—	—	154円
船舶用		—	—	154円
臨時用		—	—	330円

(平18条例56・平26条例11・令元条例9・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の途中で水道の使用を開始したとき、使用をやめたとき等における当該月の料金は、市長が別に定める。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたとときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月末日までに徴収する。

(手数料)

第29条 手数料は、申込者から申込みの際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新 1件につき10,000円

(2) 第7条第2項の規定による設計審査及び工事検査

ア 設計審査 1件につき1,000円

イ 工事検査 1件につき3,000円

(3) 給水装置の図面の写しの交付 1枚につき300円

(令元条例17・一部改正)

(工事負担金)

第30条 市長は、住宅用地の造成、建築物の建築等により市の水道施設の建設又は増強が必要となる場合には、当該建設又は増強に要する経費の全部又は一部を工事負担金として、その原因者から徴収することができる。

2 前項の工事負担金の算定方法及び徴収方法は、規則で定める。

(料金、手数料等の減免)

第31条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、手数料その他この条例の規定により納入すべき費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準(以下「基準」という。)に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例17・一部改正)

(給水の停止)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第9条の工事費、第20条第2項の規定による修繕費、第23条の料金、第29条の手数料又は第30条の工事負担金を指定期間内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなく第24条の規定による使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用している場合において警告を発しても改めないとき。

(給水管の切離し)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水管を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(指導等)

第36条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる。

(情報提供)

第37条 市長は、貯水槽水道の設置者及び利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、規則で定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(補則)

第39条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく第16条第2項のメーターの設置、第24条の規定による使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

第41条 詐欺その他不正の行為により第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成17年6月6日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市水道事業給水条例(平成10年宮古市条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年12月28日条例第56号)

- 1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市水道事業給水条例第23条の規定は、平成19年3月の定例日のメーター一点検後に使用する水道の料金から適用し、平成19年3月の定例日のメーター一点検以前に使用する水道の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(宮古市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第36条の規定による改正後の宮古市水道事業給水条例第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(宮古市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第40条の規定による改正後の宮古市水道事業給水条例第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日条例第17号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。